

第 5 8 0 回

遊佐町議会臨時会議案

令和 7 年 7 月 1 日

議 第 5 4 号

令和7年度 遊佐町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度 遊佐町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 4 1 4, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月1日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 県支出金		736,414	9,000	745,414
	2. 県補助金	456,749	9,024	465,773
	3. 県委託金	40,308	△24	40,284
歳入合計		10,405,000	9,000	10,414,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,271,257	△24	2,271,233
	4. 選挙費	11,763	△24	11,739
6. 農林水産業費		775,104	9,024	784,128
	1. 農業費	666,429	9,024	675,453
歳出合計		10,405,000	9,000	10,414,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 町税	1, 548, 208		1, 548, 208
2. 地方譲与税	94, 814		94, 814
3. 利子割交付金	230		230
4. 配当割交付金	3, 800		3, 800
5. 株式等譲渡所得割交付金	3, 500		3, 500
6. 法人事業税交付金	13, 500		13, 500
7. 地方消費税交付金	305, 000		305, 000
8. 環境性能割交付金	8, 000		8, 000
9. 地方特例交付金	5, 000		5, 000
10. 地方交付税	3, 521, 143		3, 521, 143
11. 交通安全対策特別交付金	1, 000		1, 000
12. 分担金及び負担金	1, 280		1, 280
13. 使用料及び手数料	28, 159		28, 159
14. 国庫支出金	1, 082, 257		1, 082, 257
15. 県支出金	736, 414	9, 000	745, 414
16. 財産収入	12, 177		12, 177
17. 寄附金	606, 000		606, 000
18. 繰入金	1, 057, 223		1, 057, 223
19. 繰越金	60, 000		60, 000
20. 諸収入	324, 895		324, 895

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21. 町債	992,400		992,400
歳 入 合 計	10,405,000	9,000	10,414,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	93,029		93,029				
2. 総務費	2,271,257	△24	2,271,233	△24			
3. 民生費	2,109,358		2,109,358				
4. 衛生費	452,706		452,706				
5. 労働費	17,586		17,586				
6. 農林水産業費	775,104	9,024	784,128	9,024			
7. 商工費	887,957		887,957				
8. 土木費	950,921		950,921				
9. 消防費	372,314		372,314				
10. 教育費	986,370		986,370				
11. 災害復旧費	448,919		448,919				
12. 公債費	1,011,500		1,011,500				
13. 諸支出金	17,979		17,979				
14. 予備費	10,000		10,000				
歳 出 合 計	10,405,000	9,000	10,414,000	9,000			

2. 歳 入

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農林水産業費県補助金	335, 373	9, 024	344, 397	1. 農業費補助金	9, 024	山形県麦・大豆生産技術向上事業費補助金
計	456, 749	9, 024	465, 773			

(項) 3. 県委託金

1. 総務費県委託金	34, 101	△24	34, 077	3. 選挙費委託金	△24	参議院議員通常選挙費委託金
計	40, 308	△24	40, 284			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3. 参議院議員選挙費	10,981	△24	10,957	△24				1. 報酬	78	投票管理者等報酬
								7. 報償費	270	投開票事務等協力謝礼
								12. 委託料	28	入場券印刷業務委託料
								17. 備品購入費	△400	事業用備品購入費
計	11,763	△24	11,739	△24						

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	216, 821	9, 024	225, 845	9, 024				18. 負担金補助及び交付金	9, 024	山形県麦・大豆生産技術向上事業費補助金
計	666, 429	9, 024	675, 453	9, 024						

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：人，千円)

区 分		職 員 数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率	その他 の手当	計			
変更後	長 等	人 3	千円	千円 22,368	(3.175月) 千円 8,534	千円	千円 30,902	千円 6,609	千円 37,511	
	議 員	12	34,332		12,718		47,050		47,050	
	その他の 特 別 職	1,016	49,261				49,261		49,261	
	計	1,031	83,593	22,368	21,252		127,213	6,609	133,822	
変更前	長 等	人 3	千円	千円 22,368	(3.175月) 千円 8,534	千円	千円 30,902	千円 6,609	千円 37,511	
	議 員	12	34,332		12,718		47,050		47,050	
	その他の 特 別 職	1,016	49,183				49,183		49,183	
	計	1,031	83,515	22,368	21,252		127,135	6,609	133,744	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特 別 職		78				78		78	
	計		78				78		78	

議第 5 5 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年条例第 5 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 3 中「

選挙長、開票管理者	日額（選挙事務が引き続き午前 0 時を経過した場合であつても 1 日とみなす。）	10,800 以内
選挙立会人、開票立会人		8,900 以内
投票管理者（期日前投票所の 投票管理者を含む）	日額	12,800 以内
投票立会人（期日前投票所の 投票立会人を含む）	〃	10,900 以内

」を「

選挙長、開票管理者	日額（選挙事務が引き続き午前 0 時を経過した場合であつても 1 日とみなす。）	12,200 以内
選挙立会人、開票立会人		10,100 以内
投票管理者（期日前投票所の 投票管理者を含む）	日額	14,500 以内
投票立会人（期日前投票所の 投票立会人を含む）	〃	12,400 以内

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、近年における物価変動、選挙の執行状況等を踏まえ、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人等の費用弁償額の引き上げの改正を行うため、提案するものである。

令和 7 年 7 月 1 日 提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第56号

蕨岡まちづくりセンター移転改修工事（旧蕨岡小学校）請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 蕨岡まちづくりセンター移転改修工事（旧蕨岡小学校） |
| 2 工 事 場 所 | 遊佐町豊岡字花塚地内 |
| 3 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和8年3月31日 |
| 4 契 約 金 額 | 266,200,000円 |
| 5 契約の相手方 | 遊佐町当山字宝了20番地
株式会社 高橋工業所
代表取締役社長 高橋 司 |

提 案 理 由

蕨岡まちづくりセンター移転改修工事（旧蕨岡小学校）について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものである。

令和7年7月1日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第57号

令和7年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構
整備工事請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 令和7年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転
整備）駐車場外構整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 遊佐町北目字田屋敷地内 |
| 3 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和8年3月20日 |
| 4 契 約 金 額 | 187,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 遊佐町遊佐字丸ノ内29番地の5
土門建設株式会社
代表取締役 土門 義一 |

提 案 理 由

令和7年度遊佐パーキングエリアタウン（道の駅移転整備）駐車場外構整備工事
について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、
提案するものである。

令和7年7月1日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 5 8 号

令和 6 年災第 9 1 2 0 号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事 請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 令和 6 年災第 9 1 2 0 号町道唐戸岩・鹿野沢線
道路災害復旧工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 遊佐町鹿野沢地内 |
| 3 | 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和 8 年 3 月 3 1 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 6 7 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 遊佐町当山字宝了 2 0 番地
株式会社 高橋工業所
代表取締役社長 高橋 司 |

提 案 理 由

令和 6 年災第 9 1 2 0 号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事について請負契約に付するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、提案するものである。

令和 7 年 7 月 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 5 9 号

小中学校学習用タブレット端末の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- | | | | |
|---|------------|-----------------------|---------|
| 1 | 取得しようとする財産 | 小中学校学習用タブレット端末 | 8 2 9 台 |
| 2 | 取得予定価格 | 4 4 , 6 8 3 , 1 0 0 円 | |
| 3 | 取 得 先 | 山形市薬師町 2 丁目 1 8 番 1 号 | |
| | | 東日本電信電話株式会社山形支店 | |
| | | 支店長 小澤 一仁 | |

提 案 理 由

小中学校学習用タブレット端末を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

令和 7 年 7 月 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 6 0 号

遊佐町監査委員の選任について

下記の者を遊佐町監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 遊佐町北目字菅野谷地 3 9 番地

氏 名 佐 藤 俊太郎

昭和 2 6 年 4 月 9 日生

提 案 理 由

空席となった遊佐町監査委員に新たに佐藤 俊太郎氏を選任するため、提案するものである。

令和 7 年 7 月 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美